

鳥取労働局発表  
平成 27 年 10 月 29 日 (木)

担 当	鳥取労働局
	労働基準部監督課
	課長 津田 恵史
	監察監督官 久保田 剛
	労働時間設定改善指導官 長田 光彦
	電話 0857-29-1703

## 過重労働の撲滅に向けて重点監督などの取組を実施します！

～ 11 月は「過重労働解消キャンペーン」～

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）では、過重労働の撲滅に向けて重点監督などの取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」には、引き続き、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれました。また、昨年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、今年7月に「過労死等防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

「過重労働解消キャンペーン」では、11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点監督や、リーフレットの配布などによる周知・啓発などの取組を集中的に実施します。

### 【過重労働解消キャンペーンの概要】

#### 1 キャンペーン期間

平成27年11月1日（日）から30日（月）まで

#### 2 実施事項

##### （1）重点監督を実施します

過重労働の撲滅に向けて、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

##### （2）労使の主体的な取組を促します

労使を始めとした関係者に対し、鳥取労働局等が実施する説明会、事業場への指導の場などを利用して、長時間労働削減・年次有給休暇取得促進を促します。

##### （3）全国一斉の電話相談を実施します

11月7日（土）9時00分～17時00分に全国一斉の無料電話相談を実施します。

中国地方は、中国地方5労働局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）が連携して広島労働局で対応を行います。

フリーダイヤル（全国共通）フリーダイヤル 0120 - なくしましよ 794 - 長い残業 713

##### （4）過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

11月22日（日）に、全国過労死を考える家族の会や過労死弁護団全国連絡会議と連携して、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日時 平成27年11月22日（日）13時30分～16時00分

場所 とりぎん文化会館第2会議室

参考：過重労働解消キャンペーンの詳細

## 1 キャンペーン期間

平成27年11月1日（日）から30日（月）まで

## 2 実施事項

### （1）重点監督を実施します

労働局等への各種届出や労働局等が把握する情報から、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

重大・悪質な法違反が認められた場合には、送検を行い、又は求人受理の保留を行うなど、厳正に対処します。

### （2）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンに先立ち、労使等関係8団体に協力要請を行っています。

長時間労働削減・年次有給休暇取得促進に関する積極的な周知・啓発などの取組を、当該団体を通じて県内に周知啓発するほか、鳥取労働局・労働基準監督署・ハローワーク（以下「労働局等」という。）が実施する説明会、事業場への指導の場などを利用して関係者に対して促します。

協力要請団体：鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会  
鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県トラック協会、鳥取県社会保険労務士会  
日本労働組合総連合会鳥取県連合会（連合鳥取）、鳥取県労働基準協会

### （3）全国一斉の電話相談を実施します

11月7日（土）9時00分～17時00分間に全国一斉の電話相談を実施します。

フリーダイヤル（全国共通）<sup>フリーダイヤル</sup> 0 1 2 0 - <sup>なくしましょう</sup> 7 9 4 - <sup>長い残業</sup> 7 1 3

11月7日以外の日も、様々な労働問題に関する相談を受け付けています。

相談窓口（平日9時00分～17時15分）

- ・鳥取労働局総合労働相談コーナー 0 8 5 7 - 2 2 - 7 0 0 0
- ・鳥取労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 8 5 7 - 2 4 - 3 2 4 5
- ・米子労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 8 5 9 - 3 4 - 2 2 6 3
- ・倉吉労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 8 5 8 - 2 2 - 5 6 4 0

夜間・土日相談窓口

- ・労働条件相談ほっとライン<sup>フリーダイヤル</sup> 0 1 2 0 - <sup>はい！</sup> 8 1 1 - <sup>ろうどう</sup> 6 1 0

（月・火・木・金：17時00分～22時00分、土日：10時00分～17時00分）

年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除きます。



**過重労働**

あなたの会社に  
**毎晩遅くまで働いている方は**  
いませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
効率の良い仕事をする環境がありますか？  
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。  
この機会に一度、みなおしてみませんか？



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

**11月**は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です。

**無料**「過重労働解消相談ダイヤル」  
過重労働等に関する相談はこちら

なくしましょう 長い 残業  
**0120-794-713**

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第 37 条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の  
解消のためには・・・



過重  
労働



## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>\*1</sup>

### ① 時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準<sup>\*2</sup>に適合したものとする必要があります。
- ◇ 特別条項付き協定<sup>\*3</sup>により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

### ② 年次有給休暇の取得促進

- ◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

### ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>\*4</sup>

- ① 労働時間適正把握基準<sup>\*5</sup>を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

<sup>\*1</sup> 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年3月、厚生労働省）  
<sup>\*2</sup> 「労働基準法第 36 条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）  
<sup>\*3</sup> 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1 年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。  
<sup>\*4</sup> 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成 15 年5月、厚生労働省）  
<sup>\*5</sup> 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成 27 年 11 月 7 日(土) **休日電話相談** フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 **0120-794-713** にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ るうどう **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

鳥取  
会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

参加  
無料

[事前申込]

日時

平成27年11月22日(日)

13:30~16:00(受付開始13:00)

会場

とりぎん文化会館 第2会議室(2階)

(鳥取市尚徳町101-5)

[定員] 100名

主催:厚生労働省

後援:鳥取県

協力:過労死等防止対策推進全国センター  
全国過労死を考える家族の会  
過労死弁護団全国連絡会議

# 鳥取 会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

## ●プログラム

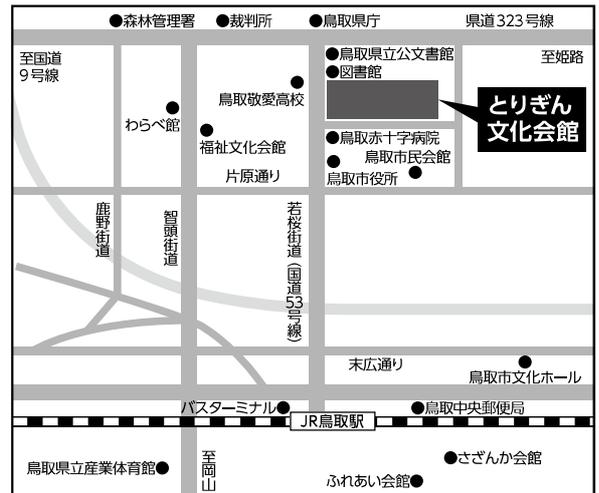
- 13:30~13:40 [主催者挨拶・施策説明] 鳥取労働局 局長 河野 純伴
- 13:40~14:40 [基調講演] 杉江 拓也 氏 (鳥取大学医学部 精神行動医学分野 外来医長 助教 医学博士)
- 14:40~14:50 休憩
- 14:50~15:20 [過労死等防止対策推進法説明] 高橋 真一 氏 (高橋敬幸法律事務所)
- 15:20~16:00 [体験談発表] 西垣 迪世 氏 (全国過労死を考える家族の会)

## 会場のご案内

### とりぎん文化会館 第2会議室 (2階)

(鳥取県鳥取市尚徳町101-5)

- ・JR鳥取駅から若桜街道を県庁方向へ約20分
- 【バス】路線バス利用
- ・鳥取バスターミナル (JR鳥取駅横) から湖山・鳥大線・賀露線など「県庁日赤前」(所要時間・約5分) 下車すぐ



## 参加申込について

参加には事前の申し込みが必要です。  
以下の参加申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

◆申し込み先: **FAX 03-3545-3610**

株式会社プロセスユニーク 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

◆Webからの申込みは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

参加ご希望の方は、職業/所属団体名、名前(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号を明記し、FAX、または、ホームページからお申し込みください。申込み締切りは11月15日(日)です。申込み多数の場合、事前に締切ることがありますのでご了承ください。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム 参加申込書

ご職業 所属団体名	
ふりがな	
お名前	
住所	〒
電話番号	

※申込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話:03-6264-1636

E-mail:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp